

外国人材雇用事業者支援補助金

市内事業者の外国人材の受入れを支援し、外国人材の雇用促進につなげるとともに、多様な人材の活躍による市内産業の活性化を図るため、初めて外国人材を受け入れる事業者に対し、当該雇用者数に応じた補助金を交付します。

対象者	初めて外国人材を受け入れる市内事業者で、次の要件を全て満たすもの ・市内の事業所において、申請年度中に新たに外国人を雇用し、かつ、1年以上継続して雇用する意思を有していること ・市税に滞納がないこと
対象となる外国人材	住民基本台帳法に規定する外国人住民のうち、市内に住所を有する者で、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格のうち、次のいずれかの在留資格を持って在留する者 ・技能実習 ・特定技能
補助金額	外国人材の受入れ1人につき <u>5万円</u> （定額） ※1社あたり <u>2人</u> まで
提出書類	(1) 交付申請書兼実績報告書 (2) 誓約書兼同意書 (3) 在留カードの写し (4) 特定技能雇用契約書または技能実習計画認定通知書の写し (5) 1号特定技能外国人支援計画書または技能実習計画の写し
申請時期	受け入れる外国人材が住民基本台帳の届出をした日から 30日以内 ※当該年度の3月31日まで
提出先 問合せ先	〒941-8501 糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係 電話：025-552-1511（代表） 電子メール： kigyo@city.itoigawa.lg.jp